

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申

(答申第156号)

平成12年7月19日

横情審答申第156号

平成12年7月19日

横浜市教育委員会 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 三辺 夏雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条
第1項の規定に基づく諮問について（答申）

平成11年1月6日教教第1304号による次の諮問について、別紙のとおり答申
します。

「旅行命令（依頼）簿（旅費請求書）」（平成3年度 教諭分）の一
部公開決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市教育委員会が、「旅行命令（依頼）簿（旅費請求書）」（平成3年度 教諭分）を一部公開とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「旅行命令（依頼）簿（旅費請求書）」（平成3年度 教諭分）（以下「本件命令簿」という。）の公開請求に対して、横浜市教育委員会（以下「実施機関」という。）が、平成10年11月9日付で行った一部公開決定のうち、「用務地（機関名）」欄の生徒の住所（以下「本件申立部分」という。）を非公開とする処分
の取消しを求めるといものである。

3 実施機関の一部公開理由説明要旨

本件異議申立てに係る公開請求の対象公文書となった本件命令簿は、横浜市公文書の公開等に関する条例（昭和62年12月横浜市条例第52号。平成12年2月横浜市条例第1号による廃止前のもの。以下「旧条例」という。）第9条第1項第1号に該当するため一部を非公開としたものであって、その理由は、概ね次のように要約される。

異議申立人（以下「申立人」という。）が公開を求めている本件申立部分は、本件命令簿のうち、用務地の項目で、当該職員が出張した先の生徒個人の住所（番地以下の部分）であるが、これは、「個人に関する情報」であって、「特定の個人が識別され、又は識別され得るもの」に該当する。

また、申立人は、住所のみを公開し、氏名を非公開とすれば、特定の個人を識別することはできない旨主張しているが、番地等を含む住所すべてを公開すれば、当該住所地に居住する特定の個人が容易に識別され得るものであり、個人のプライバシーが侵害されることは明らかである。

4 異議申立人の一部公開決定に対する意見

申立人が、異議申立書及び意見書において主張している本件命令簿の一部公開決定に対する意見は、概ね次のように要約される。

出張旅費は、目的地の半径の距離によって決まることから、距離を特定するために必要な「番地を含む住所」が公開されなければ、職員の旅費に関する条例（昭和31年神奈

川県条例第26号。以下「県旅費条例」という。），職員の旅費支給規程（昭和47年神奈川県訓令第12号）などを基に確認できない。

旅費支給規程第14条では，出張の目的地までの起算点が勤務校以外，例えば教職員の自宅になる場合もあるため，番地を含む住所の公開が必要不可欠である。

氏名の公開を求めておらず，住所を公開しても，特定の個人の氏名を非公開にすれば，個人を特定できないことが明らかである。

5 審査会の判断

(1) 旅行命令簿について

旅行命令簿は，県旅費条例に基づき，旅費の支出権者である神奈川県の負担に係る教職員の出張等の旅行に関して作成される文書であり，これには，年度，所属名，職名，給料表，級・号給，氏名，旅行月日，用務地（機関名），用務内容，備考（旅費の種類，摘要，在勤地内），請求額，概算額，精算額，追給（戻入）額等を記載し，命令権者欄には命令者印，受給者欄には受領印を押捺することとなっている。

(2) 旧条例第9条第1項第1号の該当性について

ア 旧条例第9条第1項第1号本文では，「個人に関する情報・・・であって特定の個人が識別され，又は識別され得るもの」については公開しないことができると規定している。

イ 申立人は，本件命令簿の氏名の公開を求めておらず，公開を求めている本件申立部分は，家庭訪問先である生徒個人の住所であると認められる。

申立人は，住所を公開しても，特定の個人名を非公開にすれば個人を特定できないと主張しているが，生徒の氏名を非公開としてその住所を公開した場合にも，住所の記載それ自体から，他の通常入手可能な情報と照合することによって，特定の生徒の氏名が判明するおそれがあり，生徒の住所（番地）の部分については，「特定の個人が識別され，又は識別され得るもの」に該当する。したがって，本件申立部分は，本号本文に該当する。

なお，本件命令簿については，内部管理上作成した文書であり，旧条例第9条第1項第1号かっこ書には該当しないものである。

(3) 結論

以上のとおり，本件命令簿のうち本件申立部分を，旧条例第9条第1項第1号に該当するとして非公開とした決定は，妥当である。

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成11年 1 月 6 日	・ 諮問書受理
平成11年 2 月 8 日	・ 実施機関から一部公開理由説明書を受理
平成11年 2 月 26 日 (第193回審査会)	・ 諮問の説明
平成11年 3 月 5 日	・ 異議申立人から意見書を受理
平成12年 4 月 28 日 (第223回審査会)	・ 審議
平成12年 5 月 12 日 (第224回審査会)	・ 審議
平成12年 5 月 26 日 (第225回審査会)	・ 審議
平成12年 6 月 9 日 (第226回審査会)	・ 審議